

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年10月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、「(仮称)長沢浄水場の施設更新計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 水道事業管理者 水道局長 栗冠 和美
	指定開発行為の名称	(仮称)長沢浄水場の施設更新計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為) 浄水施設の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場敷地内)
	指定開発行為の目的	浄水場の再構築
	指定開発行為の内容	長沢浄水場の浄水施設の新設(更新) (計画地面積 約59,600㎡)
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成20年10月 完了予定:平成28年 9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年10月15日(月)から 平成19年11月28日(水)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所、向丘出張所、多摩区役所、生田出張所 及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成19年11月28日(水) (郵送の場合は、平成19年11月28日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>	